

第 57 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 20 日（月）15:55～18:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 川崎 茂
 - （委 員） 西郷 浩、河井 啓希
 - （専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
 - （審議協力者） 前田 浩史（一般社団法人 J ミルク専務理事）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
 - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長ほか
農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」

5 概 要

前々回及び前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた。その後、農業経営統計調査の「報告を求める事項の変更」、「報告を求めるために用いる方法の変更」、「集計事項の変更」、「公表時期の変更」及び「オンライン調査の推進」について審議が行われ、一部の事項については、農林水産省において再度整理し、その結果を次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

(1) 前々回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について（牛乳乳製品統計調査）

- ・ 近年、液状乳製品であるクリーム、脱脂濃縮乳及び濃縮乳の需要が増加しており、これらについては、準備が整い次第、加工原料乳生産者補給金制度の対象品目に追加することとされたことを踏まえ、その需給状況を把握するため、生乳の用途別処理内訳として、「クリーム等向け」として「クリーム」、「脱脂濃縮乳」及び「濃縮乳」を一括把握しているものをそれぞれに区分し把握することとしたい。

また、平成 26 年度に生じたバターが品薄となる事態が生じたことなどを踏まえ、バターの需給状況等の実態を正確に把握することが必要となっていることから、バターの在庫量について、国産・輸入別に区分して把握することとしたい。

→ 乳製品市場における現状の課題に対応した修正案であり、適当ではないかと考える。

(2) 前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について（農業経営統計調査）

ア 標本設計の変更について

- ・ 前回部会でも指摘したが、過去の調査結果と実際の調査結果との相関関係が低い営農類型については、過去の調査結果を基にサンプルサイズを決めてもあまり効果がないため、目標精度を設定せずにサンプルサイズを決定するという考え方による整理が可能か、実際に試算の上、確認してほしい。

→ 再度整理の上、次回部会で回答したい。

イ 「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」の「損益計算書－事業収入及び事業外支出」について

- ・ 「2 損益計算書」における設問の順番については、報告者の記入のし易さに配慮し、一般的な損益計算書における項目の順番に沿って修正したい。
→ 修正内容については、適当と考える。

ウ 「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」の「調査客体概況-事業従事者数」について

- ・ 「(7) 事業従事者数」において、報告者の記入に当たって紛れが生じないように、調査票上に「役員」及び「構成員」の定義を明記するとともに、「事業全体」及び「農業事業」に欄を区分してそれぞれにおける「構成員」数を把握するよう修正したい。
また、「管理職」と「一般職」に区分して把握することについては、農林統計の分野における把握の必要性が生じた場合は、構造面からの調査である農林業センサス（基幹統計調査）や農業構造動態調査（一般統計調査）における把握の可能性も踏まえつつ、今後検討することとしたい。
→ 現状は理解できたので、今後、引き続き検討を進めてほしい。
→ このことについては、農業経営統計調査だけで解決できる問題ではないので、引き続きより広い枠の中で考えていただきたい。

エ 「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」の「調査客体概況-構成員の状況等」について

- ・ 「(6) 構成員の状況等」のうち、「出身世帯」（農家世帯・非農家世帯の別）を把握する項目について、出資者がどのような世帯の者かを把握する当該項目の趣旨に照らし、「出資世帯数」に修正したい。

オ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 営農類型別統計関連項目」について

- ・ 「オ 生産調整田面積」の記入上の注意（「実際に生産調整を実施した田面積を記入してください。」）について、主食用米以外の作付面積を記入する趣旨が分かるような記載とすべきではないか。
→ 現在の記入上の注意のままでも報告者の記入に当たって紛れが生じていないものと考えていることから、現行のままとしたい。ただし、今後、生産数量目標の配分が廃止となった場合には、修正することについて検討したい。

(3) 報告を求める事項の変更について

ア 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 農産物生産費統計関連共通項目」について

- ・ 「ア 主要指標及び作柄」の生産組織の参加状況については、最近では生産組織も非常に複雑化し、調査票に記載の「栽培協定」や農業機械等の「共同利用」といったシンプルな組織が減少している現状にかんがみ、当該事項を削除しても特段問題ないものと考ええる。
- ・ 「イ 調査作物の受委託状況別面積」において、従来把握していた調査作物の受託状

況（請け負いしている作業名及び面積）に係る調査事項を削除することについては、営農類型別経営統計の受託収入の調査結果で代替可能としているが、例えば、米の生産費を算出しようとした場合、営農類型別経営統計では米以外の作物に係る受託収入も含んだものとなっており、代替可能なのか。

→ 生産費と受託状況とは必ずしも直結するものではなく、政策実施部局においてもあまり利活用されていないのが実情であり、営農類型別経営統計で受託収入が経営にどのような影響を与えているのかといった視点から分析することが有用と考えられることから、報告者負担の軽減の観点から削除したいと考えている。

- ・ 農業機械に係る減価償却費を算出する際に、農作業を受託している場合は受託者側に傾斜配分することになるが、そのために受託面積を把握する必要はないのか。

→ 減価償却費の配分に関しては、農業機械の使用割合から算出可能である。

- ・ 委託の相手先を個人と団体に区分して把握する必要性は何か。

→ 次回部会で回答したい。

イ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 米生産費統計関連項目」について

- ・ 「ほ場間の距離」について、最も離れているほ場間の距離を把握することとしているが、大規模な組織経営体の中には、遠隔地にほ場を保有している場合があり、このようなほ場まで含めてしまうと実態にそぐわないと考えられるため、「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の定義について整理が必要ではないか。

→ どの程度の距離が離れていたら除外するのか定義付けするのは難しいため、一律に最も離れているほ場までの距離を把握することとしたい。

→ 小規模のほ場が1か所離れて存在している場合とほぼ同等の面積のほ場が同様に離れている場合では、把握する意義・必要性が異なってくるのではないかと。そもそも距離の違いがどれだけコストに反映するのか捉えるのは難しいと思われるため、報告者に過剰な負担を求めないよう、かつ、利用上の支障が生じないよう配慮しつつ、例えば、1キロメートル、5キロメートル、10キロメートルなど、ある程度大まかにでも、最も離れているほ場の定義を整理することも考えられるのではないかと。

→ 実際の経営状況を見ると、例えば、ほ場の面積が100haを超えるなど、ある程度経営規模が大きくなると、従来分散していたほ場間を埋めるような形で保有するほ場が増え、分散が小さくなる実態もみられるところであり、そのような実態が統計的に明らかになると興味深いものとする。

→ 保有するほ場が市町村や都道府県を越えて分散している場合、現在の行政手続上は複雑な面があり、当該手続について今後検討していくということであれば、都道府県や市町村を越えたほ場の分散の状況を捕捉していくことも意識してほしい。

- ・ 米の生産調整実施状況について、今回調査から、飼料用米の作付面積に限定して把握する理由として、飼料用米は主食用米と同様の栽培方法で、同一の農機具等を使用することが多く、米生産費との関係性が強いことから、農機具等の有効活用による生産コスト低減対策等の分析に資するためとしているが、実際は飼料用米と主食用米はほぼ同時に収穫されることが多い現状の中、生産コスト削減に繋がるのか疑問である。むしろ、

この理由ならば、今回削除することとしている「水稻裏作作付面積」について、米と同一の農機具等を使用することが多いことから、引き続き把握することにより、米以外にも農機具等が使用されコストが低減されている実態を明らかにすることとなり、意義があるのではないかと考える。

また、経営体では飼料用米以外に加工用米等も作付けされており、飼料用米に限定して作付面積を把握するのは疑問である。

→ 飼料用米以外にも加工用米や米粉用米、輸出用米もある中、飼料用米のみ把握する理由は何か。

→ 飼料用米についても生産拡大を推進することとされている中、生産コストの削減を求められていることから、その検証のため、飼料用米の作付面積を把握したいと考えている。

→ これまでは、米の用途により生産コストが変わること等を想定しない形で、調査を設計・実施していたものと考えられる。しかし、今後は、用途ごとの品種や栽培体系などの生産体系が変わっていくと考えられる中で、今後、本調査で対象とする米の生産費をどのように捉えていくのかは大きな問題であると考えている。

→ 飼料用米の生産コストを把握することについては、今後、更に精緻化を図るための検討を行う必要がある。また、飼料用米以外の輸出用米等他の種類の米の把握をどうするのかについては、今後の課題として整理することもあり得るのではないかと考える。

・ 「移植」・「直まき」別に作付面積を把握することとしているが、栽培方法の違いで面積当たりの収量が異なるのならば、収量も併せて把握する必要があるのではないかと考える。

→ 生産コストの把握に際しては、10 a 当たりの投入費用を主要な指標としており、その観点からは作付面積の把握が重要である。また、調査対象経営体においては、「移植」・「直まき」別の面積は記入しやすい一方、「移植」・「直まき」別の収量を記入することはかなり負担が大きいと考える。

かつては直まきの方が収量は少なかったものの、最近では、直まきと移植との間で収量差が小さくなってきている状況がみられる。

ウ 「経営台帳（個別経営体用）」の「調査客体概況 - 麦類・大豆・畑作物生産費統計」について

・ 「生産調整実施状況」について、「自作地」・「借入地」別の実施面積まで営農類型別経営統計で把握しているのか。

→ 把握していないが、利活用上の必要がないことから削除するものである。

→ 生産費について、田畑を区分して算定していないため、「自作地」・「借入地」に区分して把握する必要性がないこと、また、生産調整の実施状況については、営農類型別経営統計で生産調整の実施面積を把握していることから、削除しても特段支障がないとの整理であれば、特に問題ないものと考えている。

エ 「調査客体概況 - 牛乳及び肥育豚生産費統計関連項目」について

・ 「搾乳牛の概要」及び「繁殖用豚の品種別頭数」について、代替する統計がないにもかかわらず、削除しても支障はないのか。

- ・ 当該調査事項を削除することについて、研究者の意見を聴取しているか。また、データの有用性の面での問題等はあるのか。
 - 本調査結果は検証用の参考データとして把握していたものであり、現在は、政策実施部局においても具体的な利活用がないことから、報告者負担の軽減等の観点から削除するものである。しかしながら、ご指摘を踏まえ、当省の研究機関等から利用ニーズを聴取することとしたい。

(4) 報告を求めるために用いる方法の変更

- ・ 平成 27 年度から本調査にも統計調査員による調査が導入されているが、本調査を含め農林水産省の統計調査に従事するためには、高い専門知識であり、調査員を導入した後も従前と同等の精度が保たれていると理解して良いのか。
 - 本調査では、農業に関する知識があり、また、統計調査の従事経験のある方等を統計調査員（専門調査員）として任命している。本調査については技術的に難しい面があることから、調査員に対する研修を実施しつつ進めているところであるが、調査の実施に当たっては、職員がフォローアップを行っていることから、精度の低下は生じていないと認識している。

(5) 集計事項の変更

- ・ 営農類型別経営統計（組織法人経営）のうち損益の状況に係る集計事項について、損益計算書に準じ、項目の順番の変更や内訳項目の追加等を行うよう修正したい。
 - 他の統計との整合性の観点からも、修正内容について適当ではないかと考える。

(6) 公表時期の変更

- ・ 一部の統計の公表時期を変更することとしているが、政策上の利活用の観点から特段支障がないような形で整理されたものであり、特に問題ないものとする。

(7) その他 〈オンライン調査の推進について〉

- ・ オンライン回答率が伸び悩んでいることについて、回答手順や方法を工夫するなど見直しを行えば、回答率の上昇が見込めるのではないかと考えている。
 - 今後、報告者からの意見聴取を行いつつ、改善を図っていきたいと考えている。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 7 月 4 日（月）16 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。